

介護保険事業者等における事故発生時の報告手続き等の取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険事業者、基準該当サービス事業者、指定第一号事業者、有料老人ホームの設置者、養護老人ホームの設置者、軽費老人ホームの設置者、指定通所介護事業所等において宿泊サービスを実施する事業者等（以下「介護保険事業者等」という。）が行うサービスの提供により事故が発生した場合において市に報告する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(事故の範囲)

第2条 事故の範囲は、介護保険事業者等のサービス提供時間（送迎に要する時間を含み、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにあつては、利用者、入居者又は入所者（以下「利用者等」という。）が事業所又は施設内にいる時間を含む。）における利用者等に発生した処遇に関わる事項のうち、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療（施設内における軽症の治療を除く。）が必要となった事故であつて、次のいずれかに掲げる要因に該当するもの

ア 転倒

イ 転落

ウ 誤嚥・窒息

エ 異食・誤飲

オ 医療処置関連（チューブ抜去等）

カ 急病

キ 死亡（自殺を含む。）

ク 不明

(2) 食中毒、感染症等で保健所へ届け出たもののうち、次のいずれかに該当する緊急性及び重大性の高いもの

ア 食中毒並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の患者が発生した場合

イ アに定める感染症以外の感染症で、患者が集団発生した場合（*1）

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生事故（利用者からの預り

金の横領、個人情報を含む書類の紛失や誤送付、介護ミス、誤薬、与薬もれ)、行方不明(外部への協力を求めた場合に限る。)、事業所等の事故(火災等)等

- (4) その他報告が必要と認められるもの
(報告における留意事項)

第3条 介護保険事業者等は、報告を行う場合にあっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 介護保険事業者等のサービス提供における過失の有無は問わず、利用者の自己過失による負傷等であっても、前条に該当する場合は報告するものとする。
- (2) 介護保険事業者等と利用者等又はその家族等との間で問題が生じる可能性があるとは判断されるものについては、報告を行うものとする。
- (3) 利用者等が老衰や病気による看取りの状態から死亡した場合にあっては、報告は不要であるが、死因等に疑義が生じる可能性のある場合や家族等とのトラブルになる可能性がある場合は、報告を行うものとする。

(報告の手順等)

第4条 報告については、次の各号に定める手順とする。

- (1) 事故が発生した場合は、介護保険事業者等は、速やかに別紙「介護保険事業者等事故報告書」(以下「事故報告書」という。)により報告を行うものとする。ただし、事故報告が緊急を要する場合にあっては、電話等で第一報の報告を行うよう努めるものとする。
- (2) 事故処理の区切りがつかず、長期化する場合は、事故処理の経過について、随時、事故報告書により適宜報告を行う。
- (3) 前号の場合において、事故の処理が終結したときは、最終報告を事故報告書により行う。

2 介護保険事業者等は、利用者等が市以外の被保険者の場合にあっては、市に加え、被保険者が属する市町村に対しても、報告を行うものとする。

(報告を受けた市の対応)

第5条 報告を受けた市は、事故の再発防止等の観点から、必要に応じ、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事故に対する一連の処理の確認並びに家族等に対する説明等の対応及びその結果の報告の聴取
- (2) 大阪府国民健康保険団体連合会等による対応が必要と判断した場合に

おける連絡調整

(事故に対する介護保険事業者等の対応)

第6条 介護保険事業者等は、事故の発生を未然に防ぐために、次の対応を行うこととする。

- (1) 事故の発生を未然に防ぐとともに、事故発生時に、適切な対応を行うための事故対応マニュアルの整備を行い、従事者に周知すること。
- (2) 発生した事故については、原因を解明して、再発防止に努めること。

(※1) 平成17年2月22日付け 健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 参照

附 則

この要領は、平成14年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際、現に旧要領の規定により提出されている介護保険事業者等事故報告書は、新要領の規定により提出された介護保険事業者等事故報告書とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際、現に改正前の要領の様式により作成されている用紙は、所要の調整の上、改正後の要領の様式により作成した用紙として使用する。

ることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。